

Title	荻生徂徠の『樂書』校閲とその所産
Author(s)	陶, 徳民
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1987, 21, p. 51-74
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/48059">https://hdl.handle.net/11094/48059</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 荻生徂徠の『樂書』校閲とその所産

陶 徳 民

## はじめに

思想史学にとって、思想家の生涯の事績や著述の経緯などの究明が欠くことのできない基礎的な作業である。この意味で、岩橋遵成氏『徂徠研究』、今中寛司氏『徂徠学の基礎的研究』、近年出版の平石直昭氏『荻生徂徠年譜考』などは徂徠研究に大きく寄与した労作だと言えよう。また、『荻生徂徠全集』、『日本思想大系36・荻生徂徠』や『近世儒家文集集成3・徂徠集』などのテキストの刊行も研究者に多大の便利を与えたのである。しかし、徂徠のいくつかの著作の成立時期について、なお不明な点があるので、筆者はこれまでの研究の中で気付いた史料にもとづき、徂徠の『樂書』校閲とその所産を考察したいと思う。

## 一 『樂書』について

『樂書』の校閲は徂徠の晩年の主な仕事の一つである。その由来について、荻生鳳鳴の撰になる「徂徠先生親類

由緒書<sup>(1)</sup>は

享保十(一七二五)己年七月八日、清人朱成章<sup>アキチ</sup>献上之御書物、鄭世子朱載堉<sup>アキチ</sup>樂書、校閱御用被<sup>アキチ</sup>仰付、有馬兵庫頭殿被<sup>アキチ</sup>申渡、相勤申候。

と述べている。なお、『有徳院殿御實紀』卷廿一の享保十年七月八日条にも<sup>(2)</sup>

八日松平申斐守吉里が儒士荻生惣右衛門茂卿に。清人朱佩章が獻ぜし樂書の校閱を命ぜらる。

とある。この根本史料をもとにしたものと思われるが、近代の史家内藤耻叟が『江戸文学志略』の第九章「有徳公資文ノ事」において、徳富蘇峰が『近世日本国民史』の卷二十一『吉宗時代』においてこの一件にふれている。徠研究の専門家による略年譜、たとえば、岩橋遵成氏の「徠年譜」、今中寛司氏の「徠関係年表」、辻達也氏の「荻生徠年譜」など、いずれもこの事を一項目として設けている。

しかし、周知の通り、ここに言う『樂書』すなわち『樂律全書』は明の鄭世子であり、十二平均律の発見者である朱載堉(一五三六—一六一一)のライフワークで、全部で百万言にのぼる大著である。朱佩章が献上し、そして徠が校閲したのは、果してその一部か全部かは、数年前になお「不明」な点とされていた。<sup>(3)</sup>近年の実証的な研究はこの問題の解明に重要な手がかりを与えてくれたのである。

一つは、前述の平石直昭氏『荻生徠年譜考』である。徠が「与富春山人第八書」に言及した「校書之役」は、従来、幕府によって命ぜられた「六論衍義に訓点を施す役目」を指すと解されていたが、平石氏はそれが『樂書』の校閲を指すと証明している。<sup>(5)</sup>富春山人すなわち田中省吾に対して、返事がたいへん遅れた理由を説明したこの第八書に、徠は火災のほか、「校書之役」について、<sup>(6)</sup>

得反<sub>レ</sub>故居。則有<sub>レ</sub>校書之役。中貴伝<sub>レ</sub>命。事属<sub>レ</sub>壺秘。雖<sub>レ</sub>無儼然之迹。乃有<sub>レ</sub>季氏之責。普天率土。孰不<sub>レ</sub>靡盬。鉛<sub>レ</sub>麈之勤。自<sub>レ</sub>秋連<sub>レ</sub>冬。窮<sub>レ</sub>日之力。焚<sub>レ</sub>膏繼<sub>レ</sub>之。当<sub>レ</sub>其時也。又承<sub>レ</sub>尺一之貶。臘<sub>レ</sub>尽歲更。茲始<sub>レ</sub>削牘。修<sub>レ</sub>其二者之報焉乎爾。足下其懇哉。

と述べている。ここに注目すべきのは、『樂書』校閲という公役、いいかえれば、使命の重大さと、校書の仕事の量の多さである。ゆえに徂徠は「自<sub>レ</sub>秋連<sub>レ</sub>冬」の数カ月をかけて、夜を日について精いっぱい頑張ってきたわけである。

いま一つは、大庭脩氏『江戸時代における中国文化受容の研究』である。それによれば、朱佩章、朱子章、朱来章の兄弟三人が一七二五（享保十）年の六番船で二月五日に入港したが、將軍吉宗に献上したのは「樂書一部六套」、詩牌一箱、長江図画一軸、枝珊瑚対一箱、銀鼠皮駕籠蒲団二の五品」だと言う。恰も長崎書物改役五代目の向井富が一八〇四（文化元）年八月に編纂した『商船載来書目』の「享保十乙巳年」項にも「一樂書 一部六套」と記されているので、両者は同一のものに関する記載ではないかと推測される。ここにいう「套」は「包」という意味で、一部の『樂書』は「六套」に包まれた本からなっているので、その『樂書』の巻帙の多いことは十分考えられるのである。

以上の傍証から、朱佩章が献上した、そして徂徠が校閲した『樂書』は『樂律全書』の一部ではなく、全部であろうと一応推定できるが、その内訳はなお不明である。以下、現在国立公文書館内閣文庫に収蔵されている紅葉山文庫本『樂律全書（樂書）』（函架番号経六五一一）はすなわち前述の『樂書』だという仮説を提出したいと思う。

まず、該書の刊記と目録を検討する。『改訂内閣文庫漢籍分類目録』<sup>(10)</sup>によると、紅葉山文庫本『樂律全書（樂書）』

は、「明朱載堉」の撰で、「明萬曆三一刊」の、「四八」冊からなっている大作だそうである。見たところ、黄色の表紙で、縦三二・九五糎、横二三・六糎という寸法の堂々たる書物である。ただ、「萬曆參拾壹年捌月 初參 日刻完」という刊記は第四十八冊の大尾にあるのではなく、第四十四冊「筭(算)学新説」の終りにある。

一方、荻生徂徠は「校書」をしたあと、その『樂書』は本物の「萬曆年中」の刻本であるかどうかについて疑っていたようである。『駁朱度考』<sup>(11)</sup>の中で彼は

朱載堉ハ明ノ萬曆年中ノ人ナリ。萬曆元年ヨリ當享保十二年マテ二百七十三年ナレハ。右ノ御本ハ朱載堉カ時ノ板行ニテハナク。重刻ニテアルヘシ。

と指摘している。この疑いからもわかるように、徂徠が校閲したのはたしかに「萬曆」某年と記されている『樂書』で、それと紅葉山文庫本『樂律全書(樂書)』とは、刊記が「萬曆」年間だという点で合致しているのである。

そして、紅葉山文庫本『樂律全書(樂書)』の目録と徂徠が校閲した『樂書』の目録との一致も注目すべき事実である。四十八冊の紅葉山文庫本は各冊の表紙にそれぞれ題箋がある。第一冊「樂書 聖壽萬年曆一」のように、題箋は全書の総称、当該冊の具体書名とその書の巻数、通し冊数という順で記されているのである(写真A参照)。こう見れば、該書の原書名はたしかに『樂書』で、『樂律全書』というのは多分『内閣文庫漢籍分類目録』を作成した際につけられたものだろうと思われる。第一冊の始めに「樂書總目」が並んでいるが、そこには数カ所の誤刻と疏漏があるようである。<sup>(12)</sup> 国立公文書館の図書専門官長澤孝三氏の御教示によると、文庫は全て巻頭書名を正式の書名としており、原書の総目等と異なる事が間々あるとのことである。ゆえに、ここに原書の「総目」よりも正しい『改訂内閣文庫漢籍分類目録』における該書の目録を抄出することにした。<sup>(13)</sup>

第一・二冊 聖壽萬年曆二、第二・三冊 萬年曆備考三、第四―六冊 律曆融通四、第七・八冊 操縵古樂譜一、第九・一〇冊 六代小舞譜一、第十一冊 小舞鄉樂譜二、第十二冊 二佾綴兆圖一、第十三―十六冊 靈星小舞譜二、第十七・十八冊 旋宮合樂譜一、第十九―二十四冊 鄉飲詩樂譜六、第二五―三六冊 律呂精義內篇一〇、第三七―四二冊 律呂精義外篇二〇、第四三冊 樂學新說一、樂經古文一、第四四冊 算學新說一、第四五―四八冊 律學新說四

一方、徂徠は『度量考』の「度考」<sup>(14)</sup>に、

(前略) 而載埴狂氣所使。作聖壽萬年曆。及備考。律曆通融。操縵古樂譜。六代小舞譜。小舞鄉樂譜。二佾綴兆譜。靈星小舞譜。旋宮合樂譜。鄉飲詩樂譜。律呂精義內外篇。樂學新說。樂經古文。算學新說。律學新說。亡慮數十卷。余嘗奉<sub>レ</sub>閱<sub>二</sub>其書<sub>一</sub>。

と述べている。ここからも分かるように、彼が「教」すなわち命令を奉じて校「閲」した「其書」は「數十卷」か  
らなっている、しかもその具体書名の順番は紅葉山文庫本『樂書』の目録と完全に一致しているのである。この事  
と、紅葉山文庫には朱載堉の撰になる『樂書』がこの一部しかない、『樂律全書』は版本によって具体書名の排列  
順がかなり違っている<sup>(15)</sup>、などの事実とを合わせて考えれば、両者は同一の書物だという可能性が高いと思われる。

つぎに、紅葉山文庫本『樂書』における附箋を考察する。調べたところ、『樂書』の中で、『律學新說』の巻一で  
ある第四十五冊と同巻二である第四十六冊と同巻四である第四十八冊との三冊に二十カ条の附箋がついていること  
がわかった。附箋の多くは当該丁の文章を抄録した上でコメントをつけるという形をとっている(写真B参照)。

大抵欄外に貼ってあるが、第十七から二十までの四カ条(写真D参照)は第四八冊の第三二丁裏と第三三丁表との間  
にはさんでいる一枚の大きい紙に書いてある。その内容は第三二丁裏の文章や附箋と直接関連しているので、同じ

作者によるものに違いない(写真C参照)。

さて、附箋の箇所は次の一覧表の通りである。

附箋一覧表

附番	箋号	樂冊	書數	律學新說 卷數	丁數	表・裏
1		45		1	2	裏
2		46		2	2	表
3		〃		〃	4	裏
4		〃		〃	5	表
5		〃		〃	5	〃
6		〃		〃	5	〃
7		〃		〃	7	〃
8		48		4	18	裏
9		〃		〃	21	〃
10		〃		〃	22	表
11		〃		〃	29	〃
12		〃		〃	30	裏
13		〃		〃	31	表
14		〃		〃	〃	〃
15		〃		〃	32	裏
16		〃		〃	〃	〃
17		〃		〃	〃	〃
18		〃		〃	〃	〃
19		〃		〃	〃	〃
20		〃		〃	〃	〃

ここに考えるべき問題は二つある。一つは附箋の筆者で、もう一つはその内容である。筆跡について、片仮名の筆画の配りや漢字の筆鋒、とくに「開」、「漢」、「銭」などの字にあらわれた癖から見れば、同内閣文庫所蔵の紅葉山文庫本『名家叢書』に収録されている『荻生考』の筆跡とよく似ている。大庭脩氏の解題によると、『荻生考』は「荻生観の筆蹟」だそうである。したがって、附箋もまた荻生観の筆になるのではないかと推測される。<sup>(16)</sup>

そして、附箋の分布と内容を見てみよう。分布については、二十カ条のうち、巻一の「律學新説序」に一カ条、

卷二の「審度篇第一之上」に六カ条、卷四の「嘉量篇第二」に三カ条、同卷四の「權衡篇第三」に十カ条となつて  
 いる。内容も、たとえば、第八条「古權當唐十分之六」、第十一条「十黍 當作百黍」、第十四条「以一分 四分爲  
 一兩之二分也」などのように、半数が權衡にかかわるものである。つまり、その筆者の問題関心がよく現れたと言  
 えるのである。

周知の通り、萩生觀はかつて『衡考』を書いたことがある。しかも徂徠の『度量考』に付加して、一つの書物と  
 して出版した。その経緯は、彼が「東都講官」として「享保十有八年歲在癸丑孟陬之日」、すなわち一七三三年陰  
 歷正月に書いた「度量衡考叙」<sup>(17)</sup>に、

(前略) 從此而後、考鐘律、家不憚、擅作權衡度量、卒極明朱載堉所造尺、量無法、茂卿嘗撰度量考、原隋志晉前尺  
 為古周尺、(中略) 其量由尺亦可得而推、唯權無關、尺、乃闕諸考、適會進呈、遂命局官鑄金、據隋志、驗  
 古稱、若符契、臣愚昧、敢作衡考、以附前書、尋俾臣觀及平義質、校正前書、以諸所引原本、其明三種尺、以嘉靖段匹、  
 今江南官斗步弓裁縫尺、我田畝里程、以文武令而修之、而後 俯賜 省覽、乃刊布之、

と伝えている。ここで注意すべき点は二つある。一つは、「茂卿」すなわち徂徠の「度量考」作成は朱載堉批判  
 のためになされたので、萩生觀の「衡考」作成はその仕事の継続と補完(「以附前書」)としてなされたというこ  
 と。もう一つは、萩生觀と平義質すなわち三浦竹溪が幕命により、「前書」つまり徂徠の「度量考」を「校正」  
 した際に使ったのは「諸所引原本」であり、その中に、当然徂徠が『度量考』に引用したことがある朱載堉の  
 『樂書』が含まれていると思われる。したがって、前述の附箋は萩生觀が「衡考」作成あるいは「度量考」の「校  
 正」のときに書いたものだと十分考えられるのである。とすれば、その附箋が付いてある紅葉山文庫本『樂書』



は、すなわち徂徠が校閲したことがある、朱佩章らが將軍吉宗に献上した『樂書』だというのも自明なことである。

## 二 校閲の重点

先にふれたように、徂徠は『度量考』に『樂書』の具体書名を一一あげているのである。また、『駁朱度考』<sup>(18)</sup>に、  
 撰 朱載堉カ樂書ノ全体ヲ考ルニ、嘗テ古ヨリノ傳來スルニ非ス、只己カ算數ヨリ工夫ヲ仕テ、樂ヲ組立タルモノ也。

と『樂書』に対して、総括的な評価を与えている。こうみれば、徂徠の校閲は『樂書』の全体に及んでいることがわかる。しかし、その重点はどこに置いたのだろうか。享保十一（一七二六）年秋、徂徠が「水神童」（水足博泉）に宛てた「第二書」<sup>(19)</sup>はこの問題の解明に重要な参考文献なので、ここに抄録する。

承。問。律。曆。古。法。甚。簡。甚。愜。鄙。衷。不。佞。好。樂。由。是。推。覈。聲。律。之。說。頗。得。其。蘊。夏。書。曰。詩。言。志。歌。永。言。聲。依。永。律。和。聲。是。律。本。以。人。音。為。準。後。世。乃。以。尺。度。累。黍。求。之。所。以。失。也。今。本。邦。所。傳。黃。鐘。乃。古。黃。鐘。中。略。如。三。分。損。益。亦。大。概。言。之。何。則。必。以。耳。聽。乃。定。也。中。略。如。蔡。西。山。變。黃。鐘。亦。妄。說。何。則。律。有。十。二。者。以。隔。八。相。生。終。而。復。始。循。環。無。端。也。中。略。其。誤。起。自。不。識。困。數。已。中。略。曆。不。佞。未。之。學。然。以。臆。道。之。古。法。必。簡。易。後。略。承。問。書。數。二。技。中。略。數。學。亦。不。佞。未。之。學。然。觀。於。今。數。學。者。流。設。種。種。奇。巧。以。誇。其。精。微。其。實。無。用。於。世。故。知。古。法。必。簡。也。且。如。円。率。乃。積。方。以。測。之。雖。積。至。數。萬。亦。有。數。萬。微。塵。弧。不。入。算。豈。足。為。円。率。哉。往。歲。清。人。獻。朱。載。堉。樂。書。朝。廷。俾。不。佞。考。閱。中。有。円。率。本。諸。周。禮。周。髀。其。法。如。可。攷。然。未。審。其。如。何。

この書簡によって、徂徠が「樂」を好み、「声律之說」に詳しく、自信満々であったことは知られる。彼は「古

法、「古黄鐘」を貴び、「三分損益」、「隔八相生」など「大概言之」の樂律計算法も一応認めているが、「以三尺度累黍求之」という「後世」のやり方には断固反対したのである。このような主張は、すでに『護園隨筆』、『琴學大意抄』など以前の著述に散見するが、ここに水神童への回答を機に正面から且つ集中的にとりあげたのは、彼が朱載堉『樂書』の存在を念頭に置いていたと言わねばならない。なぜなら、朱載堉はその「樂律之説」を明神宗に献上する趣旨を説いた『進律書奏疏』<sup>(20)</sup>に

謹按律呂之學乖謬久矣。蓋由宗守黄鐘九寸。三分損益。隔八相生。此三言之謬也。夫此三言實為律家大謬。然舉世宗守之。聞臣此言而不以臣為大謬者。蓋亦幾希。是以臣愚雖得之於心而緘之於口。韞藏有年不敢形於紙筆。為此故也。

と、世人が皆「三言」すなわち三つの古法を「宗守」して、自分の新説は長い間公表できなかった状況を嘆いているからである。そして、その新説とは、『律呂精義』の「内篇之目」<sup>(21)</sup>を見るだけでも明らかである。

總論造律得失第一。不宗黄鐘九寸。第二。不用三分損益。第三。不拘隔八相生。第四。不取圍徑皆同。第五（後略）

ゆえに、『律呂精義』は前にふれた『律學新説』（注（11）参照）と同じように、徂徠が考究の重点であったと言えよう。

樂律については、上述のようであるが、「曆」に関しては、徂徠も「簡易」な「古法」に賛成しているようである。ただ、「之」を「学」ばなかつたので、朱載堉の「曆學新説」（『聖壽萬年曆』、『萬年曆備考』）と『律曆融通』の総称）を深く考究することは到底不可能であった。

さて、「数学」について、徂徠は「未之学」と自認しているが、やはり「古法必簡」と確信している。彼は朱載堉『樂書』における「円率」の根拠が『周礼』と『周髀算經』にあることに注目しているが、能力に限られてそ

の信憑性を確認できなかった。朱載堉の当該論述は『律呂精義』と『樂學新說』にあるが、戴念祖氏の研究によれば、その円周率計算はたしかに一種の仮託であると同時に、『周礼』の説に拘りすぎた面もあるそうである。<sup>(22)</sup>

以上、水神童宛の「第二書」を分析してきたが、これによって、徂徠の『樂書』校閲の重点は『律學新說』、『律呂精義』(とくに内篇)、『樂學新說』にあることが知られるわけである。

朱載堉は『算學新說』<sup>(23)</sup>のはじめに、

臣所撰新說凡四種。一曰律學。二曰樂學。三曰筭(算)學。四曰韻學。前二者其書之本原。後二者其書之支派。所以羽翼其書者也。

と楽律に関しての自分の新説の構成を述べている。したがって、徂徠の「校書」はおおむね朱載堉の新説における「本原」の部分をおさえて追究してきたようである。

事实上、徂徠は朱載堉の学説に接するのは『樂書』の校閲が最初ではない。一七一四(正徳四)年に刊行された『護園隨筆』<sup>(24)</sup>にはすでに

明儒妄造夏殷周漢縱横斜黍尺。古實無之。不經之説也。據隋書。古至漢晋。尺度未改。皆有參驗。其說鑿鑿乎可考。故朱子司馬温公皆援隋書為斷。而世之尚妄説者何。

と指摘している。ここに言う「縦横斜黍尺」についての「妄説」は明らかに朱載堉の説であるが、それを直接『樂書』から知った可能性は乏しく、むしろ朱載堉の説を引用した明の李之藻『預宮禮樂疏』や張介賓『類經』から、あるいはこの両書よりさらに朱載堉の説を孫引きした中村之欽『律尺考驗附三器考略』や中根璋『律原發揮』から知ったのではないかと思われる。<sup>(25)</sup> たとえば、『度量考』<sup>(26)</sup>に、徂徠は『預宮禮樂疏』における古尺關係論述を引用した

あと、「此全用ニ朱載堦之説。而載堦文繁。故今載此。」と朱載堦の冗文のかわりに、李之藻の簡潔な文章を引いた理由を説明している。そうすると、徂徠は『樂書』より先に『預宮禮樂疏』を読んだことがあり、しかもその内容に相当くわしかったようである。ゆえに、『樂書』批判の際にこのような引用法を取ったわけである。同じケースは『駁朱度考』<sup>(27)</sup>にも見られる。

朱載堦律學新説ニ明朝營造尺量地尺裁衣尺ノ圖有之。此三種ハ明朝ノ尺ニテ。朱載堦同代ノ人ナレハ。此圖鏈ナル證據ナルヘキ由。一應御尤ニ奉存候。最前指上候書付ハ。此三種ノ尺ニハ四因三歸ノコアリテ。算ムツカシク候ユヘ。上右衛門律原發揮ニ載タル通りヲ書出シ申候。

これは朱載堦の「ムツカシ」い計算を避けるため、かわって「上右衛門」すなわち中根璋の『律原發揮』における関係論述を引用した例である。これらの例によって、徂徠が最初なにを媒介として朱載堦の説に接したのかは推定できると同時に、彼は早くから朱載堦の説の影響の大きさに注目していたことも知られるわけである。ゆえに、前述の『護園隨筆』からの引用文に「世之尚ニ妄説者何」という難詰を発したのである。同様に、徂徠は『度量考』<sup>(28)</sup>に朱載堦『樂書』の具体書名をならべたあと、

其樂書亦膚淺不足稱。度量乃如上所論。然其書浩博。故時人眩之。以為至論。如李之藻。頻宮禮樂疏。張介賓醫書類經。皆采之。故此方學者。亦信之者頗多焉。

と批判している。その非難の対象は李之藻、張介賓よりむしろ朱載堦の妄説を「尚」び、「信」じている「此方學者」に置いたのではないかと感じられる。こうみれば、徂徠は「校書」という仕事にあれだけの力を入れたのは、単に幕命によっただけではなく、「此方學者」を朱載堦の「妄説」から守るといふ宿願を果たすためでもあつ

たのである。これも徂徠の『樂書』校閲の重要な背景の一つであらう。

### 三 「校書」の所産

#### (1) 『駁朱度考』

先にも引用したように、『駁朱度考』は『樂書』校閲をきっかけにできた、しかも作成年代がはっきりした著述である。なぜなら、その本文に「當享保十二年」とふれているからである。そして、文面から見れば、『度量考』が漢文で書いた堅苦しい長文の考証であるのに対して、『駁朱度考』は仮名まじり文で書いた短い論評で、且つ「樂書ノ全体」に総括的な批評を与えているので、それが『度量考』の後にできたのもほぼ推定できるのである。

『國書総目録』によると、『駁朱度考』は活字の『日本文庫』にのみ収められていて、写本さえ存在していないそうである。活字本で見たとこ、<sup>(29)</sup>「駁朱度考」という題名と並んで、「周尺ノ考ハ大概ノ寸并ニ明ノ三種尺本據ナキ事」という副題もある。『名家叢書』の「荻生考」に「歴代尺ノ考」というのがあるが、その中の一節のタイトルは「後漢ヨリ南朝ノ宋齊梁陳ノ代マデ尺次第に長クナリタル事」となっている。<sup>(29)</sup>その表記の方式は前述の題名と似ている。なお、『駁朱度考』に「周尺ヲ考知ルコトハ」から「彼是考合セテ我等共ノ了簡ハ只大概ヲ以テ云コト也」までの一節は、『名家叢書』の「荻生考」における『楽律ノ考』の中の、「律管ハ耳ニテ定ルコト」をタイトルとした一節とはほとんど同文である。<sup>(30)</sup>『駁朱度考』は、内容から見れば徂徠の著述に違いないが、その題名づけや文章構成などについて再検討する必要があると思う。

(2) 『度量考』

前述のように、『度量考』が『樂書』校閲を契機に成立したのも確実なことである。幕府はこの書物をかなり重要視していたようで、『有徳院殿御實紀』卷廿九の享保十四（一七二九）年四月朔日条に、「<sup>(31)</sup>松平甲斐守吉里が家士荻生惣右衛門道濟。亡父惣右衛門茂卿が遺書度量考を奉る。」とあるし、また、同卷三十七の享保十八（一七三三）年六月廿二日条にも、「<sup>(32)</sup>此程荻生惣右衛門茂卿が著せし度量考上梓の事。その弟儒臣荻生惣七観に命ぜられる。」と記載している。これらの記録と上述の荻生観「度量衡考叙」（五十七ページ参照）と合わせて見れば、『度量考』の献上から出版までの事情がよく分るが、その成立年代はなお不明である。服部南郭は宝曆癸酉（一七五三）年に書いた『物夫子著述書目記』<sup>(33)</sup>にはそれについて「既刊行者」と記しているだけである。内田智雄氏が『文会雜記』、『護園雜話』や『先哲叢談後編』にもとづき、『度量考』に関して、太宰春台が「改メ」た、中根璋が「校合」した、三浦竹溪が浄書にあたった、などの事実を述べておられるが、その成立年代については追究されなかったようである。<sup>(34)</sup> 前述の徂徠関係年譜や年表はいずれもこの一件に言及していない。

筆者は上述の「与富春山人第八書」を書いた一七二六（享保十一）年正月尽當時、<sup>(35)</sup> 『度量考』が大体できあがったと考えている。なぜなら、この書牘にふれている「鉛槧之勤。自秋連冬。窮日之力。焚膏繼之。」とは、前に述べたように、総じては「校書」を指すが、その実質的な内容について言えば、「著書」すなわち度量などに対する考証で朱載堉の「妄説」を批判・訂正したことと理解した方がよいのではないかと思うからである。『度量考』における広い引証から見れば、それはたしかに時間がかかる作業である。ただ、大体できあがったと言っても、最終的完成とはまだ言えない。というのは、その後三浦竹溪のすすめで中根璋に校合を依頼したこともあり、また、

徂徠が自分のこの著述に非常に慎重な態度をとっていたからである。享保十二（一七二七）年五月望の「復安澹泊第六書」<sup>(36)</sup>になお、

又近考<sup>ニ</sup>究<sup>ル</sup>歴<sup>代</sup>度<sup>量</sup>制<sup>一</sup>。因<sup>レ</sup>説<sup>ル</sup>朱<sup>氏</sup>談<sup>綺</sup>。載<sup>ニ</sup>文<sup>恭</sup>先<sup>生</sup>論<sup>一</sup>。明<sup>三</sup>種<sup>尺</sup>。前後説頗相抵牾。豈記者失邪。其書係<sup>ニ</sup>足<sup>下</sup>所<sup>レ</sup>録<sup>一</sup>。必當識<sup>ル</sup>其<sup>レ</sup>由<sup>一</sup>。又此方以三十六町<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>二里<sup>一</sup>。令<sup>レ</sup>文<sup>所</sup>不<sup>レ</sup>載。未<sup>レ</sup>審<sup>ニ</sup>其<sup>レ</sup>防<sup>ニ</sup>何<sup>レ</sup>時<sup>一</sup>。又毗尼僧家相伝唐一升。以<sup>ニ</sup>弘安時<sup>レ</sup>升<sup>一</sup>拔<sup>之</sup>。當<sup>レ</sup>六<sup>合</sup>五<sup>勺</sup>。未<sup>レ</sup>審<sup>ニ</sup>弘安時<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>何<sup>レ</sup>升<sup>一</sup>。大<sup>氏</sup>建<sup>武</sup>時。王<sup>室</sup>南<sup>遷</sup>。凡<sup>百</sup>制<sup>度</sup>。由<sup>レ</sup>此<sup>以</sup>論<sup>一</sup>。弘安乃在建武前<sup>一</sup>。則是必官家制也。毗尼僧深戒<sup>ニ</sup>妄<sup>語</sup>。其説如<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>拠。貴藩修<sup>ニ</sup>大<sup>日</sup>本<sup>史</sup>。亦足<sup>下</sup>所<sup>レ</sup>與<sup>裁</sup>。意<sup>必</sup>於<sup>ニ</sup>是<sup>一</sup>者。有<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>考<sup>覈</sup>。伏<sup>請</sup>見<sup>レ</sup>教<sup>幸</sup>甚。

と『朱氏談綺』の作者であり、『大日本史』の編者である安積澹泊の意見を叩いている。とくに「明三種尺」について教えてもらったがったのは、同じく一七二七（享保十二）年の作である『駁朱度考』とはかかわりがあると思うが、「弘安」升法についての論述は『度量考』の「量考」の終りにおける文章の大意とはほぼ一致しているので、<sup>(37)</sup>徂徠はこの問合わせで自分の結論を確認しようとしたのではないかと推測される。これらの点と、『駁朱度考』が『度量考』の後にできたという先の判断と考え合わせば、『度量考』は一七二六年正月頃から翌年五月望までの間、もつと限定すると、一七二六年中に完成したと見てもよからう。

### (3) 『樂律考』

『樂律考』について、『有徳院殿御實記』卷四十五の享保二十（一七三五）年十一月十七日条に「松平甲斐守吉里が家人荻生惣右衛門道済に。父茂卿が遺書猶あらば奉るべきよし仰ありしにより。樂律考を献す。」とある。服部南郭『物夫子著述書目記』<sup>(39)</sup>では『樂律考』、『樂制篇』、『鈐録』の三部は「亦頗秘不<sup>レ</sup>許<sup>レ</sup>刊<sup>行</sup>者」とされているが、これは多分徂徠の生前の意志であろう。岩橋氏の解題<sup>(40)</sup>によると、「これ亦た名家叢書中の『荻生考』の中に収載さ

れているが、單行本の寫本として弘く世に行はれている「そうである。

さて、『樂律考』の成立年代について、上述の資料もほかの資料もふれていないようであるが、その本文や『度量考』とのかかわりから見れば、問題は解明できるのである。まず、『樂律考』<sup>(41)</sup>に

明鄭世子、同崇寧制、此皆在古樂散亡之時、莫有稽考、妄以己意、飾以累黍、(後略)

明鄭世子黃鐘、一尺一寸五分八釐、折半得五寸七分九釐、為夷則強也、

と二カ所に朱載堉のことに言及している。また、徂徠の音楽論著の重要な一つである『琴學大意抄』<sup>(42)</sup>は一七二二(享保七年)に作成されたが、その中に明代の「調様」、「琴譜」や「宗廟之樂」などにふれているのに、朱載堉のことは全然ふれていない。ゆえに、『樂律考』は享保十(一七二五)年の「校書」をきっかけに成立した可能性が高いと思われる。

一層重要なのは『樂律考』と『度量考』との関係である。『度量考』<sup>(43)</sup>に、

以筭(算)法言之。其實非目力所能及。止作梁寸貳分弱可耳。因求諸樂律。量法。證諸人事。書傳所記。皆允。故今以此為定。樂律別有考。量法及事証見下。

と周尺に対する自分の三つの考証とその所在を提示している。「量法及事証」は『度量考』の後半部分(「下」)にあるが、「樂律別有考」は明らかに単独の書物としての『樂律考』を指すと思われる。一方、『樂律考』<sup>(44)</sup>の終りにも、「諸考証本文、及歴代律互求圖、列于左方、若其尺制、別有考証」と提示しているが、ここに言う「尺制」の「考証」はおそらく『度量考』の中の「度考」を指しているであろう。なぜなら、徂徠は「本邦舊制」「為周漢遺音」という結論を証明するため、本文に「十証」すなわち十カ条の証拠をあげているが、その第十條



の「求諸尺度」はつまり歴代の尺度による楽律計算である。<sup>(45)</sup>これについて、荻生観は「樂律ノ考」に、<sup>(46)</sup>

樂律考ニ歴代ノ黃鐘六ツ、五代以下諸儒ノ黃鐘五ヲ載ス。歴代ノ尺并五代以下諸儒ノ用ル尺ヲ度量考ノ尺ノ筭ニテテ音前尺ニ引合セテ、何律ニ當ルト云。尤モ圍ニ不構、長サバカリヲ云。但シ古説ニ合フ証拠ハ、隋ニテ宋齊ノ舊樂ヲ清商ト名クルニ符合ス、是ヲ証拠ニシテ、樂律考ヲカキタルト文面見ユル也。

と述べている。「度量衡考ノ尺ノ筭ニテ」云々は『樂律考』の『度量考』への依存度の大きさを示していると言えよう。もちろん、先にふれたように、『度量考』における周尺についての考証は『樂律考』に依るところもあるが、それは畢竟部分的で、それほど重要性を持たない。とすれば、『樂律考』が『度量考』の後にできたと推定できるわけである。そして、筆者は徂徠が一七二七(享保十二)年六月に幕命により『三五中略』という大和国吉野の吉水院から献られた樂書を校正したことにも注目したい。今中氏の解題によれば、それは「杵越調・黃鐘調・催馬樂などの樂調を論じたもの」だそうである。『樂律考』も「本邦樂律」の論証を中心とした書物であるので、『三五中略』の校正はその成立の一媒介であったかもしれない。いずれにせよ、『樂律考』が享保十二(一七二七)年にできたとも見ても間違いがないであろう。

#### (4) 『黍ノ考』と其の他

前述のように、徂徠は早くから朱載堉の「縱横斜黍尺」説を批判していたわけであるが、『度量考』の「度考」<sup>(49)</sup>にまた、

載堉乃以一為横黍。以九十為斜黍。以八十一為縱黍。而牽合之為証。殊不知謂九十二者是寸。謂一者是筭(算)法。謂八十一者是琴絃。亦筭法。各有所指。而非尺之殊也。別有考。此不復贅。

と述べている。そして、『度量考』の「量考」<sup>(50)</sup>にも、

至于朱載堉。則以一鬴為八斗。黃鐘之長為一尺。別糊圓率。以求合劉歆一合之說。而其所謂一尺者。妄作黃帝夏殷周漢尺。以其夏尺計周量。夫一鬴為八斗。既屬無稽。夏尺計周量。自相矛盾。故今皆不取。其黃鐘之長及圓率。別自有考。黃帝夏殷周漢尺之為妄作。既辨諸度法考。故今此不贅。

と論じている。これによって、「黍」や「黃鐘之長及圓率」に対する徂徠の考証文もあることが知られるわけである。たとえば、『名家叢書』下の「荻生考」(第六二冊)に『黍ノ考』があるが、岩橋氏によると、それは「徂徠の著」<sup>(51)</sup>だという。筆者は基本的にこの見解に賛成したいが、それが荻生觀の転写によるもので、文体の不一致のこと(はじめは漢文で後は全部仮名まじり文である)があり、「惣右衛門カ考ニハ」や「故ニ惣右衛門ハ信ゼサル也」という解説風の文章もあるので、そのまま徂徠の原文とは考えられないのである。<sup>(52)</sup> ついでに述べておきたいのは、同じく第六二冊に収められている『周尺ノ考』、『歴代尺ノ考』、『古尺考』、『樂律ノ考』、『度量考』などは、内容から見れば、明らかに徂徠のものであるが、文章そのものが徂徠の原文であるかどうかはやはり分析しなければなら<sup>(53)</sup>ない。なぜなら、荻生觀が復写した場合、必要に応じて、要約や抄録など、多少の変換を加えており、しかも『黍ノ考』のように自分の見解を挿入することも少なくなかったからである。これについての検討は別の機会に譲ることにしたい。

### おわりに

『樂書』の校閲は、晩年の徂徠が相当な精力を消耗しておこなった仕事である。これを契機に成立した『度量

考』、『樂律考』は美に立派な著述である。これらの著述を校書の所産と言うよりも、むしろ校書を触媒として徂徠の多年の学問的な蓄積が噴出し、結晶したものだと言う方がもっと正確であろう。度量については先述の通りであるが、楽律について、徂徠も早くから関心を持ち、いろいろと考証をしたわけである。<sup>(54)</sup> ゆえに、『樂律考』を構成する場合、前にもふれたように、大きい比重を占めている第十条の証拠についての論述は『度量考』に依存したが、そのほかの部分はかなり程度でそれまでの研究成果を利用したのである。とくに三回も「具如『樂制篇』所<sup>(55)</sup>述(云)」と、『樂制篇』という書名をあげているのである。したがって、それが非常にコンパクトな形で出来たのは決して偶然なことではないのである。

享保時代の代表的儒者である徂徠の『樂書』校閱がたしかにその中国古代の文物制度に対する理解のほどを示しているが、その理解に少しも間違いないとは言えない。たとえば、『度量考』<sup>(56)</sup>で「按上自<sup>(56)</sup>黄帝。下至<sup>(56)</sup>周漢。未嘗異<sup>(56)</sup>尺。故經傳史籍。皆不言<sup>(56)</sup>改<sup>(56)</sup>尺。(中略)自是至<sup>(56)</sup>於元明。亦未<sup>(56)</sup>有<sup>(56)</sup>三代異<sup>(56)</sup>尺之說。其有<sup>(56)</sup>之則自<sup>(56)</sup>朱載堉始。」と言切った。これに対して、藤田元春がその『尺度綜考』<sup>(57)</sup>で「これは徂徠が『白虎通』に既にこの朱氏の説あるを知らずして述べたことで、博学を誇った徂徠にもこの誤りがあるのである。朱氏を責むるよりは徂徠自ら恥ぢなければならぬ」と批判している。これは必ずしも徂徠の疎漏によるのではなく、彼が「先王之道」や三代の制度を絶対化・単純化・理想化しすぎたによるものと思われる。この「三代異<sup>(58)</sup>尺之說」と同じようなケースが「古聖人樂」律についての論述でも見られる。拙稿「富永仲基の徂徠批判論」<sup>(58)</sup>を参照されたい。

最後に一言を述べておきたいのは、荻生徂徠の『樂書』校閱が単に純粹な学問的研究ではなく、彼が「与富春山人第八書」(五十三ページ参照)で言ったように、幕府の「壺秘」に「属」している「事」である。徂徠と荻生

観の熱心な考証から見れば、それが將軍吉宗の享保改革における政策構想と深くかかわっていたはずだと思われる。その「壺秘」は、現時点ではなお明らかにしえないが、今後の課題としたい。

## 注

- (1) 今中寛司『徂徠学の基礎的研究』、吉川弘文館、一九六六年、二〇五頁。
- (2) 『新訂増補国史大系』第四十五卷、一九三三年、三七八頁。
- (3) 吉川良和「物部茂卿琴学初探」、『東洋文化研究所紀要』第92冊、一九八三年七月、十二、十四頁。
- (4) 『日本思想大系36・荻生徂徠』、岩波書店、一九七三年、五〇二頁。
- (5) 平石直昭『荻生徂徠年譜考』、平凡社、一九八四年、十一～二頁、一五四～一五五頁。
- (6) 同注(4)、五〇二頁。圈点は筆者による。本稿では以下の引用文における圈点も同じ。
- (7) 同書、同朋舎、一九八四年、二四七頁、四六九～四七六頁。
- (8) 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』、関西大学東西学術研究所、一九六七年、六七九頁。なお、一〇二～一〇四頁参照。
- (9) この解釈は大庭脩氏による。
- (10) 内閣文庫、一九七一年、四二頁。
- (11) 内藤耻叟『少年必読日本文庫』、博文館、第十編所収、三頁。句点は筆者による。以下『駁朱度考』からの引用文における句点も同じ。徂徠の計算は間違っているようである。なお、「右ノ御本」とは直接には『樂書』の中の『律學新説』を指しているが、後述のように、それは徂徠が校閲の重点の所在であるので、行論上、ここにこの一部を以て『樂書』全体を指すこととしたわけである。
- (12) 「萬年曆備考」と「律曆融通」が漏刻で、「筭學新説」と「律學新説」は「筭學新説」、「律學新説」と為すべきである。
- (13) 同注(10)。この目録の順番は原書「総目」のそれと合致している。
- (14) 荻生徂徠・荻生観『度量衡考』、東都書林、享保十九(一七三四)年。その成立の経緯は後述の通りである。引用文は

中文出版社一九七九年影写本による。七五〇七六頁。スペースを省くため、引用の際、原文に擡頭となっている所を闕字の形に変えた。以下の引用文も同じ。

(15) たとは、東京大学東洋文化研究所、東洋文庫、静嘉堂文庫などに收藏されている『樂律全書』の目録の排列順は皆紅葉山書庫本のそれと違っているようである。

(16) 『国立公文書館内閣文庫蔵名家叢書』下冊、関西大学出版部、一九八二年、五四五、五三八頁参照。筆跡の鑑定に関しては、脇田修、大庭脩、今中寛司諸先生のご教示を受けた。

(17) 同注(14)、五〇九頁。読点は筆者による。

(18) 同注(11)、八頁。

(19) 同注(4)、五一三〜五一五頁。作成時期の推定は平石氏による「同注(5)、一五八頁」。

(20) 紅葉山文庫本『樂律全書』第七冊所収、二丁裏。

(21) 同右、第二五冊、二丁裏。

(22) 戴念祖『朱載堉—明代の科学と芸術の巨星』、人民出版社、一九八六年、一一六〜一二七頁、一八六頁。

(23) 同注(20)、第四四冊、一丁表。

(24) 『荻生徂徠全集』、みすず書房、一九七六年、十七卷、一四九頁。

(25) 『類宮禮樂疏』と『類經』について、『享保三年七月大意書草稿』と『舶来書籍大意書』「同注(8)、二七三、二八三頁」を参照されたい。『律尺考験附三器考略』と『律原發揮』は『日本經濟大典4』に収録されている。

(26) 同注(14)、六九頁。

(27) 同注(11)、三頁。

(28) 同注(14)、七六頁。

(29) 同注(16)、一三七頁。

(30) 同注(11)、六〇七頁。同注(16)、一五四〜一五五頁。

(31) 同注(2)、四九七頁。

(32) 同注(2)、六三三頁。

- (33) 『日本名家四書注釈全書』学庸部壹所収、東洋圖書刊行会、二頁。
- (34) 「荻生徂徠の著述について(一)」、『同志社法学』75号、一九六二年、二十〇二頁。
- (35) 作成時期の推定は平石氏による。同注(5)、一五四頁。
- (36) 同注(4)、五三九頁。作成時期の推定は平石氏による。同注(5)、一六三頁。
- (37) 「按吾邦今升法。不知其所從來也。僧家相傳。鉢所容受。用唐量。弘安時。以當時升法計之。唐壹升當陸合五勺也。古朝廷制度。皆稟唐代。若文武令所載度量權衡與六典全同。弘安時。猶當是古制。而其言如此。因疑其時升法。當是粟法。以陸伍歸唐升。則弘安壹升。又當今陸合肆勺有奇。以此觀之。米粟法展轉相仍。量遂致轉大者審矣」〔同注(14)、三〇八〇三〇九頁〕。
- (38) 同注(2)、七〇三頁。
- (39) 同注(33)、四頁。
- (40) 岩橋遵成『徂徠研究』、関書院、一九三四年、二二三頁。
- (41) 同注(16)、二頁、五頁。
- (42) 大阪府立中之島図書館所蔵写本による。
- (43) 同注(14)、二四〇二五頁。
- (44) 同注(16)、五頁。
- (45) 同注(16)、二〇五頁。
- (46) 同注(16)、六頁。句読点は筆者による。
- (47) 「荻生惣右衛門茂卿に三五中略校正の事仰付らる。これは大和国吉野山吉水院より出しと聞えし。」「同注(2)、四三〇頁。
- (48) 同注(1)、二一八〇二一九頁。
- (49) 同注(14)、七二頁。
- (50) 同注(14)、一六八頁。
- (51) 同注(40)、二一九頁。

- (52) 同注(16)、一四八～一五三頁。
- (53) 同注(16)、一二七～一四八頁、一五四～一六六頁。
- (54) たとえば、『護園隨筆』に「(前略)其謂之林鐘者。緣琴法一字必兼散實二聲。故誤耳。予推得<sub>二</sub>其數<sub>一</sub>。別有<sub>二</sub>成書<sub>一</sub>。」と「同注(24)、一四八頁」、「与泉雲洞第二書」に「著樂書十卷、旁羅百氏言甚勤、忘食与憂、暑徂涼變、有如一日」と「同注(5)、七八頁」、「琴學大意抄」に「黃鐘ハ今ノワウシキナリ、コノ別ニ考アリ、事長ケレハコ、ニシルサス」と「同注(42)」述べている。なお、宇佐美瀧水『物夫子著述書目補記』に「樂曲考」という書名がある。「同注(3)、十一頁」。
- (55) 同注(16)、二～三頁。なお、『樂制篇』に「本邦中世。亦失此法。琴調由廢。遂以仲呂為黃鐘。如樂律篇云耳。」という文章がある。山縣大貳の解説によれば、ここに言う「樂律篇」はすなわち『樂律考』だそうだが、『山縣大貳遺書』所収、甲陽函書刊行会、一九一四年二月、三三～三四頁)。とすれば、『樂制篇』がまた『樂書』校閲を機にでき、しかも『樂律考』と相まって成立したという可能性もあるわけである。
- (56) 同注(14)、六九～七一頁。
- (57) 同書、刀江書院、一九三〇年、八三頁。
- (58) 『中国古典研究』(早稲田大学)、三二号、一九八七年。

(一九八七年九月定稿)  
(大学院後期課程学生)

〔付記〕

本稿作成にあたっては、脇田修先生のご指導と大庭脩先生・今中寛司先生のご教示を受けた。また、長澤孝三氏・村田路入氏・大石雅章氏のお世話になった。記してお礼申し上げる。





漢書卷之九

開元百五十四

八分當十二錢半得一尺每錢比之十二箇已及一尺又不知唐用何尺顧漢唐會量並用尺寸分布尺寸知是不齊將何憑據博古君子必有說矣凡置者當合升斗斛本以黃鍾俞容十二錢合俞爲合重二十四錢今以錢準則六銖錢四箇比開元錢三箇重升斗斛皆量而成數漢唐同用宋紹興升容十二百銖則古文六銖錢二百箇開元二百二十箇以經與一升得漢五升其餘私用不足計也凡衡者錢兩斤均石亦以黃鍾俞所容重十二銖兩之爲兩二十四銖爲兩十六兩爲斤三十斤爲均四均爲石每兩則古文六銖錢四箇開元錢三箇至宋廣祥以開元錢十箇爲兩今之三兩得漢唐十兩明矣千金本草皆以古三兩爲今一兩以古三升爲今一升諸藥類例尤爲難辨且如半兩一升準五兩不知用何升何兩此修合制度之要務不可不知漢銅錢黃如周錢

文曰半兩重如其父孝文五年錢益多而輕乃更鑄四銖其文爲半兩雖以鉛鐵錫非最爲巧則不得廉而姦或盜磨錢質取錢有司言錢輕重請郡國鑄五銖錢周郭有黃金不得磨取錢則知漢以二兩錢爲兩重十銖明矣漢書例以二十四銖爲一兩抑未知修史人改作唐例亦不可知觀錢譜漢無六銖錢至唐方有今以五銖錢十六箇正轉開元錢十箇重又以六銖錢十二箇正得開元錢九箇重則知開元錢每箇以重八銖唐武德四年鑄開元通寶徑八分重二錢四錢錢字數爲兩似難致推明食貨者必有說焉錢譜漢書湯漢文書三十餘兩小錢十有餘兩用六分六升或七升多重取一升三升與分三服君以古無量水七升原今之三兩兩未准得過况散者錢尺腹方寸至七九寸如稻相子大徑至三十粒湯散豈得如此懸絕又如風引滿一劑計五十五兩每

写真C 附箋15-16条

排錢比之十一箇已及一尺又不知唐用何尺  
 唐浙尺當今分五方六重 省尺當  
 今九寸七分 開元十一箇及一尺則  
 此尺當今八寸分浙尺以比此力  
 以錢準則六銖錢四箇比開元錢三箇重  
 祥開元十錢者大雨六銖錢六古秤也  
 開元十三錢者古秤二兩也  
 升斗斛皆量而成數同用  
 唐唐度量衡古秤三倍之用二錢者合  
 湯漢則小度量衡之用六錢詳也  
 至宋紹興升容十二百銖古文六銖二百箇開元  
 二百二十箇  
 按宋書晉書三合二四漢斤同九勺三二  
 五倍半計十斤者考八五倍十斤又開元百  
 五箇一併九

写真D 附箋17-20条